

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款（2023年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）、附則12（臨時電力のお客さまについての特別措置）および附則13（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率ならびに29（料金等のお知らせおよび請求）に定める発行手数料の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価および離島基準単価、別表2（燃料費調整）に定める基準単価ならびに別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	93.50	8.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	151.80	13.80
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	286.00	26.00
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	554.40	50.40
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	822.80	74.80
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,359.60	123.60
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	679.80	61.80
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	485.10	44.10
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	897.60	81.60
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	448.80	40.80
従量電灯A		
最低料金		
1 契約につき最初の9キロワット時まで	434.50	39.50
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	38.82	3.53

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	374.00	34.00
契約電流15アンペア	561.00	51.00
契約電流20アンペア	748.00	68.00
契約電流30アンペア	1,122.00	102.00
契約電流40アンペア	1,496.00	136.00
契約電流50アンペア	1,870.00	170.00
契約電流60アンペア	2,244.00	204.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	38.82	3.53
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	46.61	4.24
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	50.80	4.62
最低月額料金		
1契約につき	434.50	39.50
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	374.00	34.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	38.82	3.53
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	46.61	4.24
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	50.80	4.62

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	19.80	1.80
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	39.60	3.60
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	39.60	3.60
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	396.00	36.00
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	396.00	36.00
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	411.40	37.40
電力量料金		
1キロワット時につき	55.88	5.08
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	411.40	37.40
電力量料金		
1キロワット時につき	55.88	5.08

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	82.50	7.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	136.40	12.40
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	257.40	23.40
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	499.40	45.40
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	741.40	67.40
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,225.40	111.40
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	611.60	55.60
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	436.70	39.70
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	807.40	73.40
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	403.70	36.70
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	349.80	31.80
電力量料金		
1キロワット時につき	34.94	3.18
最低月額料金		
1 契約につき	391.05	35.55
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,343.10	122.10
電力量料金		
1キロワット時につき	32.89	2.99
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	408.10	37.10
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	39.47	3.59

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
農事用電力	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	782.10	71.10
電力量料金		
1キロワット時につき	30.24	2.75

(2) 29 (料金等のお知らせおよび請求) に定める発行手数料の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(2)イの場合		
1料金の算定期間および1契約につき	110.00	10.00
(2)ロの場合		
1料金の算定期間および1契約につき	220.00	20.00

(3) 附則3 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,233.74	384.89
1キロワット	7,305.87	664.17
2キロワット	13,885.74	1,262.34
3キロワット	20,465.61	1,860.51
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,812.27	346.57
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	68.06	6.19
1キロワット	136.11	12.37
2キロワット	272.23	24.75
3キロワット	408.34	37.12
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	136.11	12.37

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.323	0.029
1キロワット	0.648	0.059
2キロワット	1.296	0.118
3キロワット	1.943	0.177
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.648	0.059

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
(離島ユニバーサルサービス調整の離島基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.002	0.000
1キロワット	0.003	0.000
2キロワット	0.008	0.001
3キロワット	0.011	0.001
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.003	0.000

(4) 附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,343.10	122.10
電力量料金 1キロワット時につき	32.89	2.99

(5) 附則12（臨時電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金 1キロワット時につき	39.47	3.59

(6) 附則13（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	782.10	71.10
電力量料金 1キロワット時につき	30.24	2.75



(7) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.824	0.348
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.285	0.208
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.197	0.018

(8) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	0.021	0.002
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	0.013	0.001
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの 場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの 場合1キロボルトアンペアまでご とに	0.007	0.001
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000